

論 説

Staubus の会計理論に関する一考察

椛 田 龍 三

「シュマーレンバッハからワルプ，マールベルクならびにゲルトマッヘルへつながる動態学派の発展過程を観察するとき，いつも念頭にうかぶ……言葉がある。……『いかなる事物も，矛盾にみちた，相互に排斥しあう，対立せる諸傾向を，それ自身のうちに含めるものであって，それらの事物は，発展の過程において，一定の過程に達するや，同一物から，対立せる反対物に分解し，転化するものである。』」（岩田 [1956] 324 頁）

目 次

- I はじめに
- II Staubus の会計モデルの位置と先行研究の立場
- III 会計目的論の分析
- IV 残余持分概念と測定属性の問題
- V おわりに

I はじめに

周知のように，AAA[1977]では，「現代〔1970年代〕の〔会計〕文献にみられる支配的な理論的見方を総合するだけでなく，会計思想を学ぶ人々の教材 (an educational document for students of accounting thought)」(AAA[1977]p. iv：邦訳[1980]vi頁)としても意義を持たせるという観点から，会計理論に対する基本的なアプローチとして，「(1)古典的（真実利益と帰納法）モデル，(2)意思決定・有用性および(3)情報経済学」(AAA[1977]p.5：邦訳[1980]9頁)に分類して，(1)から(3)に属する理論群を歴史的にしかも簡潔に分析し

ている。

(1)の古典的アプローチは、「規範演繹学派 (normative deductive school)」=「真実利益理論 (true income theory)」(規範演繹学派の一例)と、「帰納学派 (inductive school)」に分類され、前者には、Paton[1922], Edwards and Bell[1961], および Sprouse and Moonitz[1962]等¹が属し、「彼らの勧告はさまざまあるけれども」,「現在価格情報 (current-price information)」=時価情報を重視し、「伝統的な実現概念」を否定し—ただし Edwards and Bell[1961]のみは否定していない—,「絶対的な会計モデル (implicit accounting models)」を提言するという点で一致していた (AAA[1977]pp.6-8, 10: 邦訳[1980]13-19, 22頁)。また、後者には、Paton and Littleton[1940]²や Littleton[1953]等が属し、「現存する会計実務の主要な構成要素 (major elements of extant accounting practice)を理論的に説明し、ときには(規範演繹的推論を介在させて)正当化し」、「歴史的原価」を擁護している点で一致していた (AAA[1977]pp.9-10: 邦訳[1980]19-22頁)。

「有用性目的を明確に認識」した(2)の意思決定・有用性アプローチは、「意思決定モデル (decision models)」と「意思決定者 (decision makers)」(AAA[1977]p.10: 邦訳[1980]22-23頁)に分類され、前者には、その初期の段階で代表的なものとして Staubus[1961]や AAA[1966]等³の投資意思決定目的を重視した多くの文献が属する。古典的アプローチに属する文献が、会計理論・制度形成に際して、作成者指向の観点という枠組みを採用したのに対して、意思決定・有用性アプローチは、これと根本的に鋭く対立して、利用者指向の観点という枠組みを採用している⁴。

本稿の目的は、以上のような会計理論の形成に関する歴史な文脈を踏まえ

1 ここで、Edwards and Bell[1961]と Sprouse and Moonitz[1962]に関しては、梶田[2005c]・[2006]・[2016]を参照。

2 ここで、Paton and Littleton[1940]に関しては、梶田[2005a]・[2014]・[2016]を参照。

3 ここで、AAA[1966]に関しては、梶田[2008]・[2015]を参照。

4 ここでは、意思決定・有用性アプローチにおける意思決定者の特徴や、(3)の情報経済学の領域には立ち入らない。

て、意思決定・有用性アプローチの中の意思決定モデルに属する Staubus の会計モデル⁵を考察するものである。

II Staubus の会計モデルの位置と先行研究の立場

すでに別稿（梶田[2016]）において、AAA[1977]での考え方を踏まえて、米国における会計理論・制度が、どのように形成されてきたのかという観点から考察してきた。そこでは、特に会計理論・制度の形成が、第1に作成者指向の観点という枠組みを採用しているのか、それとも利用者指向の観点という枠組みを採用しているのか、第2に損益計算書モデル（あるいは収益費用観）を重視しているのか、それとも貸借対照表モデル（あるいは資産負債観）を重視しているのか、第3に公準（基礎概念）・原則（基準）アプローチを採用しているのか、それとも目的・質的特性（基本的基準）アプローチを採用しているのか、という諸点—分析方法—に注意しながら考察してきた⁶。

すなわち、Hatfield[1909]とPaton[1922]では、作成者指向の観点という枠組みから、貸借対照表を重視し、公準・原則アプローチ—Paton[1922]—を採用し原価・時価混合主義—特 Hatfield の見解—を強調していた。Paton and Littleton[1940]では、作成者指向の観点という枠組みと、基礎概念（公準）・基準（原則）アプローチの採用は変わらないが、損益計算書（あるいは収益費用観）を重視し、会計責任概念を踏まえた歴史的な原価会計の合理性を強調することで、Hatfield[1909]とPaton[1922]の会計理論に対立していた。Sprouse and Moonitz[1962]では、利用者指向の観点という枠組みは明示していないし、公準・原則アプローチの採用は変わらないが、損益計算書よりも貸借対照表（あるいは資産負債観）を重視し原価・時価混合主義を強調することで、Paton and Littleton[1940]の会計理論に鋭く対立していた。AAA[1966]では、受託責

5 ここで、「モデルとは仮説」であり、モデル化とは、「本質的なものだけを強調して抜き出し、あとは棄て去る作業」つまり、『『抽象』と『捨象』』プロセスをいう（小室[2003] iii 頁）。ここでは、Staubus の会計理論を仮説も含むという意味合いを込めて、Staubus の会計モデルと表現しておく。

6-8 これに関しては、梶田[2016]を参照。

任目的を考慮しながらも、作成者指向の観点という枠組みから利用者指向の観点—投資意思決定目的を第1に重視する立場—という枠組みへ大きく重点シフトし、貸借対照表（あるいは資産負債観）を重視し、目的・基本的基準（質的特性）アプローチを採用し、原価・時価混合主義を強調することで、Paton and Littleton[1940]の会計理論と根本的に鋭く対立していた⁷。

また、FASBとIASCの旧概念フレームワークは、AAA[1966]と同様に、利用者指向の観点という枠組みを重視し、目的・質的特性アプローチを採用し、投資意思決定目的を主軸としながらも受託責任目的や会計責任目的も配置し、目的適合性と信頼性をそれと対置しながらも併存しており、原価・時価混合主義を指向していた。そして、財務報告あるいは財務諸表の利用者は、広範囲に措定されていた点特徴的である。ところが、IASB/FASB新概念フレームワーク（2010年版）では、受託責任概念（目的）を、個別の会計目的から削除し投資意思決定目的に一元化し、また、信頼性に替えて忠実な表現を強調している⁸。Staubusの会計モデルは、AAA[1966]より先に公表されたが、会計責任概念を重視するPaton and Littleton[1940]に鋭く対立する位置にあり、受託責任目的や会計責任目的を捨象し、投資意思決定目的のみを採用する点で、IASB/FASB新概念フレームワーク（2010年版）の会計目的論と軌を一にする。

ところで、Staubusの会計モデルに関するわが国の先行研究には、丹波[1959]、加藤[1962]、津曲[1962]、中村[1975]、浅羽[1994]および金子[2015]等があげられる。ここで、丹波[1959]と中村[1975]は、Staubusの会計モデルの会計主体論的な側面を分析している。例えば中村は、「残余持分説（residual equity theory）とはストーバスの主張するものであり、……これは資本主義理論、企業主体理論および企業体理論に対する批判として提起された」ものであり、内容的には、「資本主義理論を純化・徹底させたものとみることができる」（中村[1975]94頁）と指摘している。

加藤[1962]、津曲[1962]および金子[2015]は、Staubusの会計モデルの全体像を明らかにし、そこでの意義や問題点を抽出している。例えば津曲は、第1章「目的の確定」、第2章「残余持分の意義」、第3章「資産および特定持

分」, 第4章「資産および特定持分の増減—経済的事実—」, 第5章「収益, 費用, 利得, 損失」, 第6章「投資者のための財務諸表」および第7章「投資分析における会計資料の利用の基礎」⁹を全体的に概観して, Staubusの会計モデルの意義を認めながらも, 「その議論の展開にあたって, 著者〔Staubus〕が, 残余持分保有者〔普通株主〕を含む投資者のすべて〔債権者も含む〕が企業の将来の現金支払能力(現金有高)に関心をもつと認識することには問題なしとしない。かかる認識の強調は, とくに残余持分の在高度定に関する議論に首尾一貫性を欠く局面を生み出す」(津曲[1962]47, 57頁)と批判している。これは会計測定論に焦点を合わせた分析方法であろう。

浅羽[1994]では, 財務報告論の形成過程の歴史的な文脈のなかで, 特にStaubusの会計モデルの会計目的論について詳細な分析をしている。浅羽は, 1930年代から1960年代の米国における会計理論等の会計目的を一瞥し, Staubusの会計モデルの分析のための準備としている。すなわち, Hoxsey[1930]が, 「投資家保護目的」を示し, 「複雑な社会的・経済的諸関係のなかで投資家が重要な位置を占め」, 「金融政策的・財務政策的な観点が浸透し」, 「証券法・証券取引法……との関係で会計原則=基準は制定され」, ここで「企業会計が『伝達優位の枠組み』」を採用ときは, 基本的に, 投資者=株主の利害を第一目的に置くと見てよいであろう(浅羽[1994]136-137頁)と指摘している。

そして, 「社会的・経済的環境の変化が〔さらに〕著しく」なると, 「資産の評価が前面に出て時価主義」を高調した理論—AICPA[1962]『会社調査研究第3号』—が出現し, これは, 「より基本的なレベルから捉え直すべきことを示唆している」としている。さらに, その後, 「パラダイム変換と騒がれた“ASOBAT”」が, 「情報論的アプローチ」の視点から, 「基本的な枠組みを再編成する試みを行ったが, それはただちに理論の一般的傾向として採り入れられたわけではなかった。」「しかし, このような試みが行われる一方で, 会計目的の検討が同時に進行していることは見逃せない」(浅羽[1994]137-138頁)

9 ここでの第7章の投資分析に関しては, 増谷[1984]72-86頁を参照。

と指摘している。浅羽は、米国での会計理論のこのような流れの中で、Staubusの会計モデルにおける会計目的論を捉えている。

このように、Staubusの会計モデルの先行研究では、会計主体論に焦点を合わせた分析方法—中村[1975]等—、会計測定論に焦点を合わせた分析方法—津曲[1962]等—、および経済社会の変容に対応した会計目的論に焦点を合わせた分析方法—浅羽[1994]—があった。そこでつぎに、浅羽が言う「それまでの理論との発展的系譜」、つまり会計理論の継承性の問題を踏まえて、すでに述べた第1に作成者指向の観点という枠組みと利用者指向の観点という枠組みの対立、第2に損益計算書モデル（あるいは収益費用観）と貸借対照表モデル（あるいは資産負債観）の対立、および第3に公準（基礎概念）・原則（基準）アプローチと目的・質的特性（基本的基準）アプローチの対立という諸点に注意しながら、Staubusの会計モデルを分析してみよう。

Ⅲ 会計目的論の分析

Staubusは、まず彼の問題意識をつぎのように表明している。

「一般に認められた会計実務」は、「果たして有用な情報を生み出すものだろうか」と自問しながら、「会計人は明示的かつ意識的に会計の一つないし複数の目的を認識すべきである」という観点から、「会計人が生み出す生産物の主たる消費者は、投資者グループであると認識し、同時に、会計人の生産物とは情報であると理解すれば、『投資者はいかなる情報を必要としているのか』という問題〔意識〕が直ちに浮かび上がってくる」（Staubus[1961]pp.vii-viii：邦訳[1986]v-vi頁）としている。ここでは、会計人が取引を正しく記録するという視点ではなく、会計は誰のために行われるのかという目的意識の視点—利用者指向的な観点—より、投資家はどのような情報を必要としているのか、という問題意識を表明している。Staubusは、このような問題意識に基づいて、会計研究上の課題をつぎのように述べている。

「人間の欲求は無限であるが、人間の目的を達成する手段は有限であり」、
「高度に組織化された産業社会」において、人間が、「労働、資本および天然資

源の利用についての意思決定」を行う場合、「会計は重要な情報源の一つとなりえるものである。」この情報源に関しては、「経済単位の経営者のために、組織目標を最も効率的に達成する方法を選択する」ための会計情報を提供する管理会計の領域と、「資本所有者が最も効率的に資本を運用する経済単位を選択し、資本を効率的に運用しない企業には関わらないための情報を提供する」(Staubus[1961]p.1:邦訳[1986]3頁)財務会計の領域を区別している。Staubusは、このうち後者の領域—財務会計の領域—を研究対象に選び、投資者個人にとって、「資本の効率的運用とは、資本利用者〔経営者〕が投資者に対して満足な報酬を支払い得る資本の運用方法を意味」し、それは、「経済単位の将来支払能力 (the economic unit's future capacity to pay) を測定することが、投資者にとって必要」であり、この点が研究上の「課題 (concern)」(Staubus [1961]p.2:邦訳[1986]3-4頁)であると表明している。

このような研究上の課題に対処するためには、まず「投資者は必要とする情報を受け取ってきたのであろうか」という疑問を提示し、「会計理論に関する〔過去の会计学の〕文献が投資者に対して適切な関心を払ってきた」(Staubus [1961]pp.1-2:邦訳[1986]4頁)のかと自問し、これに関して当時の多くの研究に対する批判をつぎのように述べている。

「指導的な会計機関」や「会計研究に生涯を捧げた研究者の文献を回顧すれば」、そこでは、「投資意思決定に対する情報提供という目的がほとんど考慮されてこなかった (little attention has been paid to the objective of providing information for investment decisions)」ことがわかる。すなわち、「会計研究者は、財務諸表の読者として所有者、株主および債権者」等を記述しているが、「投資者の問題を分析する場合、会計人がいかなる情報を提供することができ、投資者にとっていかなる情報が有用であるか (what information can be provided by accountants and also be useful to investors) を特定する」という見方を理論形成に際して考慮することはなく、会計と投資者とが、「ただ漠然と関係があるものと想定してきた」(Staubus[1961]p.3:邦訳[1986]5頁)と述べている。ここでは、当時の指導的な機関や会計研究者等のすべてに対する批

判であるが、それでは具体的にどのような機関や会計研究者を批判的に分析しているのだろうか。これに関してつぎのように述べている。

企業所得に関するスタディ・グループ[1952]は、「課税の基礎や契約上の債務額算定の基礎以外の所得算定の根拠については特別な関心を払っていない。つまり、投資意思決定には明示的な注意が与えられていない。」会計研究広報の改訂版[1953]では、「投資者は、いかなる情報を必要としており、彼らは、その情報をどのように利用することができるかという点について何も明らかにしていない。」Paton[1922]では、会計の職能とは、「『資本を効率的に運用することができるよう価値データを組織し提示する事である』との認識を明示している」が、「いかなる『価値データ』がこれらの利用者〔経営者や投資者〕に役立つのかという段階に議論を展開させることがない。」Paton and Littleton[1940]は、「財務諸表の利用者について同種の議論」、つまり「無機能資本家に対する会計士の責務 (the accountant's duty to the absentee investor)、とりわけ純利益の計算を通じて企業に流入する資本フローの効率的な運用促進するという会計の役割を論じた優れた箇所、会計報告書の利用者として経営者と投資家」を識別しているが、「投資家と社会に対する会計人の責務と、このモノグラフの残りの部分が依拠するいくつかの基礎概念」との関係が何も確立されていない (Staubus[1961]pp.3-5：邦訳[1986]5-7頁)。

ここでは、企業所得に関するスタディ・グループ[1952]、会計研究広報の改訂版[1953]、Paton[1922]、および Paton and Littleton[1940]等が、投資意思決定目的を、十分に考慮してこなかったことを具体的に記述している¹⁰。そして Staubus は、過去の先行研究を批判的に分析した結果、「会計の基礎研究の多くは、投資者を財務諸表の利用者とみなしている」が、「投資者の問題に特別な注意を払っている研究は」はほとんどなく、「投資者が直面する問題を俎上にのせ、これらの問題を解決するために必要な情報タイプを検討し、その上で、当該分析結果を伝達することのできる報告書形式に渡って一連の論理展開を行うという、体系的な分析がなされたものと考えられる会計文献は皆無であ

10 また、Staubus は他の研究者等も批判しているが、ここでは割愛する。

る」(Staubus[1961]p.8：邦訳[1986]10-11頁)と総括している。ただここで Staubus が、利用者指向の観点から、「投資者の意思決定を中心とした思考への変化に〔自分自身の研究の〕焦点を絞ったという点」(浅羽[1994]145頁)は理解できるが、作成者指向の観点という枠組みから議論した、Paton and Littleton[1940]の会計責任目的については何も議論していないし、また会計責任目的を部分的にでも継承するという発想はない。このように、過去の先行研究を批判した後、Staubus は、会計の一般的性格 (the nature of accounting) を明らかにし、自説の展開の準備としている。

「投資意思決定に利用される情報を提供する場合の会計固有の役割を手際よく分析するに先だって、会計の性格 (the nature of accounting)」についての認識が必要である。「最も重要な会計の特徴 (The primary characteristic of accounting) とは、経済活動を取り扱うことである」という認識を持つ必要がある。この経済活動を把握するためには、「会計と経済事象 (economic events) との関係が会計の最も基本的な特徴」であり、「会計の対象が経済事象であるということが重要である。」この「経済事象を分析し効果を確定する」ためには、「定性的側面と定量的側面 (qualitative and quantitative aspects)」がある。前者は、「特定の財の変動 (正または負) を客観的に描写する」が、「変動の源泉ないし原因の描写」も含む。後者は、「価値尺度として受け入れられている特定の貨幣単位に基づいて表現すること」である。これらのことを踏まえると、「会計とは、特定の経済単位に及ぼす経済事象の効果を識別し、分類し、そして測定し、最後に報告するものである」(Staubus[1961]pp.8-10：邦訳[1986]11-13頁)と定義できるとしている。

しかし、Staubus は、「会計理論を構築する」場合に、ここでの「経済事象とは何か?」、「いかなる測定手段が、どのような事象形態に適用可能か? 経済事象とその効果は、報告のためにどのような分類されるべきか? いかなる報告形式が有益か……報告書提出の目的とはいったいどのようなものか?」等が問題になると指摘している。このようなことを踏まえて、Staubus は、「会計は、情報提供を目的とした行為」であり、「経済的意思決定を行わなければならない

い人々を支援するための情報を提供する行為なのである」という立場から、会計目的を、「経済的意思決定に役立ちうる情報を提供することである」と定義している。ここで、「経済的意思決定には」、「投資に関する意思決定」のみならず、「種々の形態が考えられる」が、「すべての意思決定は会計報告書が有益であれば容易に行われる」（Staubus[1961]p.11：邦訳[1986]13頁）としている。ここでは、会計の一般的性格を踏まえた会計の定義を批判し、会計目的は、利用者指向の観点を採用した、経済的意思決定に役立ちうる会計情報を提供することである、と断定している。それでは、Staubusはどのような利用者を想定し、どのような投資意思決定を考えているのであろうか。

「投資関係の本質は、将来、提供した額以上の受取りを期待」して、「資産を企業活動に委託することであり、資本報酬（a return on capital）を獲得することを主要な目的とする人々のみが投資者」となる。これらの投資者グループには、「パートナー、普通株主、優先株主といった所有者、ならびに社債」等を保有している「債権者が含まれる。」しかし、「財貨・利益の提供者（貨幣の提供者は除く）で通常、支払いのみを期待する人々は投資者」（Staubus[1961] pp.11-12：邦訳[1986]14-15頁）ではない。ここでの投資者は、株主のみならず債権者等も含まれていることが、特徴的である¹¹。また、経済的意思決定とは、「投資を行うか行わないか（投資関係を維持するか終了するか）の二つの選択肢を比較検討することである。投資関係が、譲渡可能な有価証券に表象されている場合、将来の投資者の問題とは、有価証券を購入すべきか否かであり、譲渡可能な有価証券を保有している現在の投資者にあっては、有価証券を売却するか保有し続けるかが意思決定の問題として一般に議論されることになる」（Staubus[1961]p.12：邦訳[1986]15頁）としている。ここで、将来の投資者に関しては、有価証券の購入の正否の問題が、また現在の投資者に関しては有価証券の売却の正否の問題が、投資者の経済的意思決定の基本的な問題とな

11 ここで、債権者と株主は、「投資者」の中にも含まれているがその根拠は明確ではない。これに関して、浅羽も「なにゆえに所有者と債権者を投資者範疇に総括できるかは明らかではない」（浅羽[1994]147頁）と指摘している。

るとしている。

さらに、投資者が経済的意思決定をする場合、「意思決定者は二つ（あるいはそれ以上）の選択肢の効果と犠牲（the advantages and disadvantages）を知らなければならず」、その「効果と犠牲の比較考量の尺度としては、貨幣単位が用いられることになる。」（Staubus[1961]p.13：邦訳[1986]16頁）そして、将来の投資者の投資効果に関しては、投資関係が開始されたとき将来の現金収入が享受でき、投資関係が差し控えられたときはそれを受け取ることはできないし、また、将来の投資に基づく貨幣犠牲は、投資関係が開始されたとき発生し、投資関係が差し控えられ段階で回避できる。同様に現在の投資者の投資効果に関しては、投資関係が継続されたとき将来の現金収入が享受でき、投資関係が終了したときはそれを受け取ることはできないし、また、現在の投資に基づく貨幣犠牲は、投資関係が継続されたとき発生し、投資関係が終了した段階で回避できる（Staubus[1961]pp.13-14：邦訳[1986]16-17頁）。ここで、「注意すべき点は、[効果と犠牲の組み合わせが] 当該投資からの将来の現金収入に関わっている」（Staubus[1961]p.13：邦訳[1986]16頁）ということである。これらの内容を纏めたものが図表1である。

このように、Staubus は、「企業が、投資意思決定に役立つ会計情報を提供

図表 1 投資者の代替案に関する効果と犠牲

可能な選択肢	効 果	犠 牲
将来の投資者の場合		
投資の実施	当該投資からの将来の現金収入	現在の現金支出（貨幣の代替的利用による便益の放棄）
投資の差し控え	現在現金支出が不必要（貨幣の代替的利用による便益の享受）	当該投資から将来の現金収支の放棄
現在の投資者の場合		
投資関係の継続	当該投資からの将来の現金収入	現在の請求権の譲渡に起因する現在の現金収入の放棄（貨幣の代替的利用による便益の放棄）
投資関係の終了	現在の請求権の譲渡に起因する現在の現金収入（貨幣の代替的利用による便益の享受）	当該投資からの将来の現金収入の放棄

（出所）Staubus[1961]p.14（邦訳[1986]17頁）。なお、一部修正した。

する」ためには、「投資者の将来の現金収入の時期と金額に関連した情報」が必要であり、「投資者の現金収入に影響を与える要因」を、「(1)企業の現金支出能力 (the firm's monetary capacity to disburse cash), (2)投資者に対する経営者の支払性向 (the management's willingness to pay the investor), および (3)投資者が有する請求権の法律上の優先性」をあげている。ここで (3)の「投資者が有する法律上の優先性は、会計作業の範囲外」であり、(2)の「経営者の支払性向は、測定と報告に大いに左右される経済的要因と密接な関係」があり、「例えば、配当支払は、中期的な展望のもとでの債務返済のための現金支払」等に対処するために、「貨幣留保の必要性についての取締役会の見解にしばしば依存する。つまり、「将来のある特定日における企業の支払性向に関する情報を投資者が入手するためには、その特定日後の企業の資金需要〔債務の返済のための資金需要等〕をも予測しなければならない」(Staubus[1961] pp.15-16: 邦訳[1986]18-19頁)が、これはつぎの(3)の企業の現金支払能力に密接に関係してくる。

「投資者の現金収入に関する他の重要な決定因に、企業の支払能力がある。現金の支払性向と区別される現金支払能力 (capacity to disburse cash) は、企業の現金残高たる貨幣の保有を意味するものであり」、したがって、「個々の投資者に対する支払い能力とは、投資者が支払われるものと期待する期日の投資者の請求権に対して、少なくとも等しい量の現金残高を意味することになる。所有者は、一定期日に一定金額を請求する権利」を有しているから、「確定できないものの相当長期の将来期間に渡っての企業の現金残高に関する情報が必要となる。さらに、投資者持分の売却価値 (sale value of investors' interests) は、売却時点での将来予測に依存するのであるから、投資者は、企業が彼の持分の買手に対して行う現金移転に関する情報をも必要とする」から、「投資意思決定において必要な企業の現金残高に関する予想期間が、極めて長期にわたる。」このように、Staubusは、「会計が、企業の将来の現金変動に関する何らかの情報(例えば受取債権、社債)を提供することのできる代表的なものであると理解しており」、「会計が、個々の投資関係に基づく将来の現金収入の予測

を試みる投資者に、価値ある情報を提供することができる」(Staubus[1961] p.16:邦訳[1986]19頁)と述べている。

ここで明らかのように、Staubus の会計目的論は、作成者指向の観点という枠組みから議論した、Paton and Littleton[1940]の会計責任目的に鋭く対立して、利用者指向の観点という枠組みから投資意思決定目的のみを会計目的と位置付けている。ここでは、会計責任目的を全く捨象して、投資者一株主と債権者を含む一の投資意思決定のために有用な会計情報のみを探索しており、将来の現金収入の予測を試みる投資者に対応して、企業の将来の現金変動に関する情報、とくに企業の現金支払能力に関する長期にわたる情報が、有用な会計情報であると位置づけている。ここで、投資者が、企業の現金支払能力としての現金残高に関する予想を、極めて長期にわたり観察する、とした点に注目しておこう。

Ⅳ 残余持分概念と測定属性の問題

Staubus は、すでに述べた投資意思決定目的を踏まえて、「投資者にとっての理想的な情報」は、企業が持分保有者へ「将来の現金移転に関する一覧表(a schedule of future cash transfers)」を開示することであるとしているが、「このような投資者への報酬予定表」を作成するのは無理があるので、これに代わる有用な情報として、「投資決定時における企業の現金残高と投資関係が継続している期間の現金の収支(投資者への支出は除く)を示した一覧表」、また「投資関係が終了する予定時以降の相当期間に渡り、企業が行う現金取引の一覧表が考えられる。」前者は「企業の支払能力」を示すものであり、後者は「経営者の予想支払性向の判断」(Staubus[1961]pp.17-18:邦訳[1986]21-22頁)に役立つものであるとし、これに関連してつぎのように述べている。

すなわち、「現在の現金残高に将来の現金収入を加算したものが、将来の現金支出に等しい」ので、使用が確定している「現金支出」と確定していない「現金支出」を区別して、「現金等式」を変形すると、「現在の現金残高(present cash balance)」+「将来の現金収入(future cash receipts)」=「契約で確定

しているか確定するものと予想される将来の現金支出 (future cash disbursements) + 「将来の不確定な現金支出 (future indefinite cash disbursements)」となる。これを变形すると、「現在の現金残高」+「将来の現金収入」-「契約で確定しているか確定するものと予想される将来の現金支出」=「将来の不確定な現金支出」(Staubus[1961]p.18: 邦訳[1986]22頁)となる。そして、この「現金等式が、資産や負債を含む実務的形式に変換されたとき、資産-負債=残余(持分)」(Staubus[1959]p.8), つまり「資産-確定持分(優先株主を含んだ意味での負債)=残余持分」(Staubus[1961]p.26: 邦訳[1986]31頁)となる。ここで、「営利企業の〔具体的な〕残余持分は、通常、所有者に帰属する権利」であり、「株式会社にあつては、普通株主たる所有者に帰属する権利である。」(Staubus[1961]pp.18-19: 邦訳[1986]22-23頁)しかしながら、残余持分概念は、「伝統的な資本主概念と類似した概念」(Staubus[1961]p.19: 邦訳[1986]23頁)という側面もあるが、つぎの点で異なっている。

第1に、「一般にいう残余持分は、損失……の発生により消滅し、次順位の持分保有者(優先株主または無担保債権者)が残余持分保有者となる。」つまり、「いかなる企業、非営利事業体、政府およびその他の組織」であっても、「一つのグループが残余持分権を失えば、常に他のグループが残余持分保有者となる。」第2に、「優先株主は、通常、所有者であり資本主」であると考えられているが、「配当や精算時の残余財産分配に関して優先的な権利を持つ累積的優先株主(最も一般的な優先株の形態)」を、「残余持分保有者」(Staubus[1961]pp.19-20: 邦訳[1986]23-24頁)とみなすことはできない。このように、残余持分保有者が、例えば普通株主から債権者等に代わる場合があり、また、通常、累積的優先株主を残余持分保有者とみなしていない点で、伝統的な資本主概念と異なるとしている。そして、投資者にとっての残余持分概念の意義をつぎのように述べている。

「企業からの現金収入を予測する投資者にとって、優先請求権は重要な関心事」であり、「優先請求権に対する反対概念は、安全余裕度あるいは緩衝器(the margin of safety, or buffer)」という概念である。貸借対照表を読むこと

で、「いずれの投資者も、自己の上位に位置づけられる持分（優先請求権）」と、「自己よりも下位に位置づけられる持分（緩衝的請求権）」を見出すことができる。「資産と優先順位の高い持分の測定が正確に行われぬがゆえに、それら〔緩衝的持分〕が基本的に重要となる。」「残余持分は、最下位の請求であり、他のすべての持分に対する緩衝器」としての位置にあり、「残余持分の期間増減額は、継続企業の基準〔公準〕に関する緩衝器（a buffer on a going-concern basis）」（Staubus[1961]p.21：邦訳[1986]25-26頁）として作用する。このように、Staubus は、残余持分が緩衝的持分であることを示した後、「残余持分の保有者」にとって、残余持分は、その「請求権の測定額を示すという意味で極めて重要」あり、「残余持分〔の項目〕は、すべての投資者が強い関心を示す貸借対照表の一項目である」（Staubus[1961]p.22：邦訳[1986]27頁）と指摘している。ここでは、継続企業の基準〔公準〕と残余持分＝緩衝的持分の関係に触れた点に注目しておこう。

また、「種々の投資家グループは、基本的な点で、相互に対立した目的」を持っており、それらの「投資者は、他の投資者に対する報酬を最終限度に抑制し、自己の報酬を最大にするように望む」ものであり、「資本主と従業員」の対立があるように、「資本主と債権者の間にも利害の対立」がある。また、投資者の観点はそれぞれ異なっているので、「優先株主と普通株主の両者が存在する場合には、二つの資本主グループ間においても〔利害の〕対立がある。」しかし、Staubus は、このような利害対立の状況にあっても、「投資者の会計の最も有用な基礎」となるのは、「残余持分の見地（residual equity point of view）」（Staubus[1961]p.22：邦訳[1986]27頁）であると力説する。それでは、現在の現金残高と将来の現金収入を表す資産と、契約で確定しているか確定すると予想される将来の現金支出を意味している確定持分はどのように測定されるのか、つぎにこれについて触れておこう。

「残余持分の有高を〔正確に〕報告するためには、実体に属するすべての資産と確定持分を発見し測定し、「残余持分の増減を〔正確に〕報告するためには、すべての資産と確定持分の増減を〔正確に〕測定しなければならない

い。」(Staubus[1961]p.28:邦訳[1986]33頁)ここでまず問題になるのは、資産の定義であるが、Staubusは、「資産の第1の特徴は欲求充足性」にあり、「資産とは、用役貯蔵庫(stores of services)=[潜在的用役(potential service)]と定義し、「資産は用役を提供するものである」が、「確定持分は、基本的特徴において資産の反対」概念であり、「確定持分は用役を要求するものである。」(Staubus[1961]pp.29-30:邦訳[1986]33-35頁)資産と確定持分のこのような定義をもとに、残余持分の現在価値についてつぎのように述べている。

「資産額と確定持分額は、残余持分額を算定するために必要であり」、「すべての資産と確定持分の共通の目標として、残余持分を現在価値(the current value)に基づいて測定することに合意が得られよう。」ここでの現在価値とは、「割引現在価値(present value)に基づいて測定したすべての資産の合計額から、割引現在価値に基づいて測定された確定持分の合計額を控除したものに等しい。」このような測定方法を、「残余持分現在価値法(the current residual equity approach)」という。ここでの残余持分現在価値法とは、「利用可能な情報を駆使して、できる限り直近の現在価値で、資産や確定持分」を測定する。ただし、「純資産項目の現在価値は、将来に依存する」ので、「残余持分保有者にとって」、将来、用役が流入してこないのであれば、その「資産は無価値」(Staubus[1961]pp.32-33:邦訳[1986]38頁)に等しいことになる。ところで、Staubusは、将来に依存する残余持分現在価値法が使用できない場合は、「現在の市場価格」に基づいた測定方法や、「過去の市場価格」に基づいた測定方法も支持し、「資産や確定持分を測定しなければならない会計人にとっては、種々の証拠形態〔手許現金の額面価額あるいは名目価値、契約上の証拠、および想定される処分方法に関連する相場〕を検討し、その状況に最も適合した1つの証拠形態を選択し、次いで選択した証拠に基づいて、その項目〔純資産項目〕を測定するために必要な特定のデータを収集し、利用することが必要となる」(Staubus[1961]pp.33-34:邦訳[1986]39頁)と主張する。そこで、つぎに割引現在価値以外の測定属性について触れておこう。

「一連の用役を生みだす資産は」、[処分時の最大獲得可能な売価や原価の算定が極めて困難]な状況の場合もあるが、「正味実現可能価額」で測定される場合がある。「測定方法としての正味実現可能価額法 (net realizable value method) は、有価証券や商品には適合する」ものの、「償却性資産は、通常、一単位として売却されない」ので、「適合しない。」正味実現可能価額は、「測定対象となった資産について」、「市場相場」が存在する場合、「当該相場が資産に含まれる現在の用役貯蔵量 (the current store of services) の独立した評価を反映している」ので、それは、「その代替法—取替原価や取得原価—と比較したとき長所がある。」また、多くの場合、「正味実現可能価額は、資産の現在の利用形態と極めて類似した利用形態の下での価値を反映するものであり」、「総用役価値の間接的測定 (原価に基づく評価)」や、「減価償却」による測定よりも「より正確」(Staubus[1961]p.41:邦訳[1986]46-47頁)である。ここでは、正味実現可能価額による測定が、有価証券等に妥当し、また、取替原価や取得原価より優れた点があることも指摘している。Staubus は、その他にも取替原価、修正歴史的な原価および取得原価についても説明を加えた後に、測定方法の選択規準についてつぎのように述べている。

投資者は、自分の「投資意思決定」に際して、「将来に関する判断が、必要」であり、「予測上の判断を行う場合の一つの基準として、残余持分額と残余持分の増減額」を信頼している。会計人は、「残余持分に関する割引現在価値の正確な測定に最も貢献する測定方法が選択され」、彼は、「利用可能な測定方法に精通していなければならない。」「測定方法の選択とは、最適な証拠形態の選択」であり、「測定方法を評価するための規準」には、「概念レベルでの規準」と「概念の適用に関わる規準」がある。前者の規準は、「将来の投資者の報酬を予測する問題に対する利用証拠形態の適合性と、証拠の入手可能性」を意味している。後者は、「見積りと計算を行う際の種々な困難性、独立鑑定人に対する支払い報酬、および測定の信頼性」を減少させてしまう「危険性」からなっているし、またこの規準は、「会計人の判断に基づいてケースバイ・ケース基準」に基づいて適用されるしかないであろう。最後に、「投資者は、企業

の支払能力や〔経営者の〕支払性向の予測」を試みなければならない。そしてその立場からすれば、「貨幣の保有 (ownership of money) が、残余持分保有者に対する潜在用役の最良の証拠と考えなければならない」が、「その他の証拠を用いる測定方法は、将来の資産の推移 (資産の消滅) や、資産の取得に関連しているかどうかの適合性の観点からランク付けられる。つまり、将来を予測しようとする残余持分保有者に対するより適合的な」方向性は、「資産の価値を基礎とした貨幣取引の相対的な帰属時点である。」(Staubus[1961]pp.49-51:邦訳[1986]54-56頁) これらのことをまとめたのが、測定方法とそれに対応して利用される証拠を記述した図表2である。

ここで明らかのように、Staubusは、すでに述べた投資意思決定目的を所与のものとしながらも、会計主体論としての残余持分説を展開している。そこでは、まず、企業の支払能力等を示す現金等式—現在の現金残高+将来の現金収入—契約で確定している現金支出等=将来の不確定な現金支出—を掲げ、これを資産や負債の実務形式に変換することで、資産—確定持分(優先株主を含んだ意味での負債)=残余持分という等式を導き出している。ここで、資産は用

図表2 残余持分の保有者に対する測定方法の適合性ランキング

測定方法	利用される証拠の種類	資産の対応年数のうち、資産の評価が関わる時点	資産評価の基礎となる貨幣取引の相対的発生時点	適合性のランク
名目貨幣量	貨幣	—	—	第1位
割引現在価値	将来の貨幣変動に関する契約	消滅時点	将来	第2位
正味実現可能価値 (a)	市場相場	消滅時点	現在	第3位
取替原価	市場相場	取得時点	現在	第4位
修正歴史的な原価	市場相場	取得時点	過去	第5位
取得原価	市場相場	取得原価	過去	第6位
			種々の測定単位が用いられる	

(a) 購入市場・販売市場のいずれの相場も利用可能であるとすれば、取替原価よりも正味実現可能価値の方がより適合的である。直接販売目的で保有しない資産で、かつ、除却時点で廃棄処分となる資産の用益潜在性の証拠としては、正味実現可能価値よりも取替原価の方が適合的であるといえる。

(出所) Staubus[1961]p.51 (邦訳[1986]56頁)。

役貯蔵庫 = 用役潜在性¹²と考えられ、理想的には割引現在価値で測定することが最も望ましいが、これが無理な場合は正味実現可能価額等で代替可能であるとしている。これは、損益計算書モデル（あるいは収益費用観）を重視した、Paton and Littleton[1940]の立場と鋭く対立し、貸借対照表モデル（あるいは資産負債観）を重視している。また、残余持分の期間的な増減額は差額概念であるとしながらも、それは、公準（基礎概念）・原則アプローチでいうところの、継続企業の基準（公準）に関する緩衝器としても意味があるとしている。

V おわりに

以上、会計理論の形成に関しての Staubus の会計モデルを考察してきた。まず、Staubus の会計モデルでは、投資者はいかなる情報を必要としているのかという問題意識に基づいて、「経済的意思決定を行う際に役立つ〔会計〕情報を提供する」（Sorter[1963]p.223）という会計目的論を議論の出発点にし、高度に組織化された産業社会では、経営者（資本の利用者）が、資本の効率的な運用を示す企業の将来支払能力を測定することで、投資者にとって有用な会計情報となるとしている。ここでは、Paton and Littleton[1940]で展開された会計責任目的に鋭く対立して—あるいは捨象して—、利用者指向の観点という枠組み—意思決定・有用性アプローチの観点—から、投資意思決定目的のみを会計目的と位置付けているのである。このように、Staubus の会計モデルにおける会計目的論に関しては、古典的モデルに属する会計理論—特に Paton and Littleton[1940]—と鋭く対立するのみで、理論的系譜の問題—会計理論の継承性の問題—を何も解明していないのである¹³

12 ここでの「用役潜在性（service-potentialities あるいは、service potentials）」という用語は、Paton and Littleton[1940]や Vatter[1947]より継承したものである。

13 これに関連して、浅羽は、「Staubus の会計目的論〔投資意思決定目的〕は、新しい環境に適応すべき会計情報 = 財務情報の意義づけの方向を着実に示してきていると積極的に評価してもよいと思われる。したがって、財務会計の延長線上に財務報告論を位置づけるとき、その形成の一経過理論として評価し、位置づけられると思う」（浅羽[1994]151頁）としながらも、つぎのような批判もしている。すなわち Staubus は、

ところで、会計理論における古典的モデルでは、「『計算構造の』の論理基底をなしていた『会計主体論』は、『利用者指向』の論理ないし『意思決定・有用性アプローチ』において少なくとも中立化され希薄化され」（津守[1996]5頁）るはずであるが、Staubusの会計モデルでは、利用者指向の観点を重視しながらも、会計主体論としての残余持分説を展開していた。つまり、投資意思決定目的を達成するための「会計の焦点（the focal point of accounting）」は、「残余持分」（Sorter[1963]p.223）であるとするStaubusの会計モデルでは、一方で、それは資本主理論と類似して、「利益と貸借対照表〔での金額〕」は、「残余持分の観点から表示されるべきである」（Henderson[1963]p.10）とし、これは、「会計主体論と特定の評価基準との必然的關係」（津守[1996]9頁）を重視し、残余持分が、公準（基礎概念）・原則アプローチでいうところの、継続企業の基準（公準）と親和性があるという点で、古典的モデル—作成者指向という観点の枠組み—に属する会計理論の一部分を継承しているものと思われる。他方で、この残余持分説では、利用者指向の観点という枠組みから、投資者にとって有用な会計情報とは、貸借対照表モデル（あるいは資産負債観）を重視して、資産＝用役の貯蔵＝用役潜在性の評価に、残余持分現在価値法による割引現在価値で測定しそれを提供することであると主張した点で、古典的モデルに属する会計理論—特にPaton and Littleton[1940]—と鋭く対立している。このように、Staubusの会計モデルにおける残余持分説では、作成者指向の観点と利用者指向の観点が、対立しながらも複雑に絡み合っているところに特徴点がある。

このような分析結果から、Staubusの会計モデルは、第1に利用者指向の観点という枠組みを踏まえて、会計目的論に関して、貸借対照表モデル（あるい

「それまでの理論〔Paton and Littleton[1940]等の理論〕に対する批判が強くなされているが」、「その主張が情報論的思考への転換を無意識的に前提し」、「自己〔Staubus〕の立場からの批判であって、〔特に、〕それまでの理論〔における会計目的論に関する〕……発展的系譜についての説明はあまり努力されていないばかりでなく、拒絶しているとさえいえるように思われる。」（浅羽[1994]150-151頁）ここで浅羽も、Staubusの会計モデルでは、会計理論に関する発展的系譜の問題—会計理論の継承性の問題—を何も説明していないと批判している。

は資産負債観)を重視した投資意思決定目的のみを主張し、古典的モデルにおける会計理論—特に Paton and Littleton[1940]—と鋭く対立していると位置づけることができる。第2に、この会計モデルは、会計主体論としての残余持分説の観点から、「現在価値会計 (current-value accounting)」(Philips[1979] p.857)を支持しているが、作成者指向の観点の枠組みを採用する古典的モデル—継続企業の基準(公準)にも配慮している—という側面と、利用者指向の観点の枠組みを採用する意思決定・有用性アプローチ—質的特性の解明はされていない—という側面とが、対立しながらも全体として均衡した複合体であると位置づけることができる。したがって、Staubus の会計モデルでは、会計目的論に関しては、過去の会計理論からの継承性の問題を遮断し、利用者指向の観点という枠組みを反映した投資意思決定目的のみを主張しているが、計算構造を規定する残余持分説に関しては、本来、排斥しあうはずの作成者指向の観点と利用者指向の観点とは対立し矛盾しているにもかかわらず、全体としては同一性を保とうと展開している会計モデルなので、それは、古典的モデルから意思決定・有用性アプローチへ重点シフトする際の中間に位置する、過渡的な会計モデルであると位置づけることができる。

【参考文献】

- American Accounting Association[1966]*A Statement of Basic Accounting Theory*, AAA (飯野利夫[1969]『アメリカ会計学会・基礎的会計理論』国元書房)。
- American Accounting Association[1977]*Statement on Accounting Theory and Theory Acceptance*, AAA (染谷恭次郎訳[1980]『会計理論及び理論承認』国元書房)。
- American Institute of Certified Public Accountants[1953a]*Accounting Research Bulletins No.43, Restatement and Revision Accounting Research Bulletins*, June, AICPA (in :AICPA[1961]*Accounting Research and Terminology Bulletins*, Final Edition, September, AICPA, 渡邊進・上村久雄共訳[1959]『アメリカ会計士協会, 会計研究公報・会計用語公報』産業経理協会)。
- Dichev, I. D.[2008]On the Balance Sheet – Based Model of Financial Reporting, *Accounting Horizons*, Vol.22, No.4, pp.453–469.
- Edwards, E. O. and P. W. Bell[1961]*The Theory and Measurement of Business Income*, University of California Press (伏見多美雄・藤森三男訳編[1964]『意思決定と利潤計算』日本生産性本部)。

- Hatfield, H. R.[1909]*Modern Accounting : Its Principles and Some of Its Problems*, D. Appleton and Company (松尾憲橋訳[1971]『ハットフィールド 近代会計学』雄松堂書店).
- Henderson, P. W.[1963]*The Equity Theories Revisited and a Resultant Accountability Concept*, University Microfilms, Inc., Ann Arbor, Michigan.
- Hoxsey, J. M. B.[1930] "Accounting for Investors", *Journal of Accountancy*, Vol. 50 No. 4, pp. 251-284.
- Littleton, A. C.[1953]*Structure of Accounting Theory*, AAA.
- May, G. O.[1946]*Financial Accounting*, Scholars Book Co.
- Paton, W. A.[1922]*Accounting Theory : With Special Reference to the Corporate Enterprise*, Scholars Book Co.
- Paton, W. A. and A. C. Littleton[1940]*An Introduction to Corporate Accounting Standards*, AAA (中島省吾訳[1972]『会社会計基準序説』森山書店).
- Phillips, G. E.[1979] "Book Reviews : George J. Staubus, Making Accounting Decisions, *The Accounting Review*, Vol.54, No.4, pp.857-858.
- Sorter, G. H.[1963] "Book Reviews : George J. Staubus, A Theory of Accounting to Investors", *The Accounting Review*, Vol.38, No.1, pp.223-224.
- Sprouse, R. T. and M. Moonitz[1962]Accounting Research Study No.3, *A Tentative Set of Broad Accounting Principles for Business Enterprises*, AICPA (佐藤孝一・新井清光共訳[1962]『会計公準と会計原則』中央経済社).
- Staubus, G. J.[1959] "The Residual Equity Point of in Accounting", *The Accounting Review*, Vol.34, No.1, pp.3-13.
- Staubus, G. J.[1961]*A Theory of Accounting to Investors*, Scholars Book C.(高尾裕二訳[1986]『ストーバス 投資者のための会計理論』白桃書房).
- Vatter, W. J.[1947]*The Fund Theory of Accounting and Its Implications for Financial Reports*, University of Chicago Press.
- 浅羽二郎[1994]『財務報告論の基調』森山書店。
- 岩田巖[1956]『利潤計算原理』同文館。
- 加藤盛弘[1962]「資料：投資家への会計情報—ストーバス『投資家のための会計理論』—」『同志社商学』第14巻第2号, 137-154頁。
- 梶田龍三[2005 a]「会計理論における古典的・真実利益アプローチと意思決定・有用性アプローチの論理 (1)」『大分大学経済論集』第56巻第5号, 66-87頁。
- 梶田龍三[2005 b]「会計理論における古典的・真実利益アプローチと意思決定・有用性アプローチの論理 (2)」『大分大学経済論集』第57巻第1号, 23-47頁。
- 梶田龍三[2005 c]「会計理論における古典的・真実利益アプローチと意思決定・有用性アプローチの論理 (3)」『大分大学経済論集』第57巻第2号, 29-51頁。
- 梶田龍三[2006]「会計理論における古典的・真実利益アプローチと意思決定・有用性アプローチの論理 (4)」『大分大学経済論集』第58巻第3号, 1-21頁。
- 梶田龍三[2008]「会計理論における古典的・真実利益アプローチと意思決定・有用性

アプローチの論理 (5)』『大分大学経済論集』第 56 巻第 5 号, 73-97 頁。

梶田龍三[2014]「IASB 新概念フレームワークにおける姿勢の変化—会計目的論を中心に—」『会計・監査ジャーナル』No.708, 111-121 頁。

梶田龍三[2016]「損益計算書モデルと貸借対照表モデルについて」『佐賀大学経済論集』第 48 巻第 5 号, 31-60 頁。

小室直樹[2003]『論理の方法』東洋経済新報社。

金子友裕[2015]「ストーバスと意思決定有用性」上野清貴編著『会計学説の系譜と理論構築』同文館出版, 143-157 頁。

丹波康太郎[1959]「ストーバスの会計における残余持分の見地」『会計』第 75 巻第 4 号, 15-29 頁。

津曲直躬[1962]「紹介：ストウバス『投資者に対する会計の理論』」『経済学論集』第 28 巻第 2 号, 46-58 頁。

津守常弘[1996]「財務会計の『概念フレームワーク』の特徴と理論的問題」日本会計研究学会・スタディ・グループ (津守常弘主査) [1996]『会計の理論的枠組みに関する総合的研究』, 3-14 頁。

中村忠[1975]『資本金論 (増補版)』白桃書房。

増谷裕久[1984]『分析会計論』現代会計学選集/阪本安一責任編集, 中央経済社。